

知的財産管理技能検定3級厳選過去問題集【2020年度版】をご購入いただいた皆様へ

第37回(2020年11月14日実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定3級厳選過去問題集【2020年度版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第37回	2020年11月14日(土)	2020年5月1日
第38回	2021年3月7日(日)	2020年9月1日
第39回	未定 ^{注1}	

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

注1: 第39回の検定試験が2021年7月に実施される場合は、法律の改正があります。

改訂に関連する法律
特許庁ホームページ 特許法等の一部を改正する法律(施行: 令和2(2020)年4月1日) URL : https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/tokkyohoutou_kaiei_r010517.html
法務省ホームページ 民法の一部を改正する法律(債権法改正)(施行: 令和2(2020)年4月1日) URL : http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

※2020年10月1日現在

該当箇所	変更前	変更後
P42 重要 Point 1～4 行目	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠とは、物品の形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう ・土地およびその定着物（不動産）やコンピュータの汎用モニター画面に表示されるアイコン、デザインコンセプトは意匠法でいう意匠に該当しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠とは、物品の形状、模様もしくは色彩 もしくは これらの結合、建築物の形状等または画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう ・土地およびその定着物（不動産）やコンピュータの汎用モニター画面に表示されるアイコン、デザインコンセプトは意匠法でいう意匠に該当しない
P45 問 35（解説） 4 行目	(意 2 条 1 項, 意匠審査基準 第 2 部 第 1 章 21.1.1)。	(意 2 条 1 項, 意匠審査基準 第 III 部 第 1 章 2.1)。
P45 問 35 選択肢ウ（解答解説）	<p><u>ウ 不適切</u></p> <p>上述のとおり、物品を離れた形態のみの創作は、意匠法で保護を受けられる意匠には該当しません。カブト虫を表したアイコンのデザインは物品を離れた形態であるため、意匠法で保護を受けられる意匠には該当しないので、意匠登録を受けることはできません。</p>	<p><u>ウ 不適切（適切となる可能性があります）</u></p> <p>法改正によりアイコンのデザインも意匠法の対象となり得ることから、解答が不適切ではなく、適切となる可能性があります。</p> <p>本問の問題文からは意匠法の保護対応となり得るか否かを判断することができません。</p>
P48 重要 Point 11～12 行目	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な意匠登録出願には、部分意匠、動的意匠、組物の意匠、秘密意匠がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な意匠登録出願には、部分意匠、動的意匠、組物の意匠、内装の意匠、秘密意匠がある
P54 重要 Point 4～5 行目	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠権の存続期間は、設定登録日から 20 年で終了し、存続期間の延長制度や更新制度はない 	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠権の存続期間は、意匠登録出願の日から 25 年で終了し、存続期間の延長制度や更新制度はない

該当箇所	変更前	変更後
P60 問 44 選択肢ア（解説） 1～2 行目	<u>ア 不適切</u> 意匠法における意匠とは、物品の形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいいます（意 2 条 1 項）。	<u>ア 不適切</u> 意匠法における意匠とは、物品の形状、模様もしくは色彩 もしくはこれらの結合、建築物の形状等または画像 であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいいます（意 2 条 1 項）。
P199 実力テスト（学科） 問 22 選択肢イ	<u>イ 不適切</u> 意匠権の存続期間は、設定登録の日から 15 年ではなく、 設定登録の日から 20 年 をもって終了します（意 21 条 1 項）。	<u>イ 不適切</u> 意匠権の存続期間は、設定登録の日から 15 年ではなく、 意匠登録出願の日から 25 年 をもって終了します（意 21 条 1 項）。
P221 実力テスト（実技） 問 14 選択肢イ 7 行目	（意匠審査基準 第 8 部 第 2 章 82.1.2）	（意匠審査基準 第 VI 部 第 2 章 4.1）
P229 実力テスト（実技） 問 22 選択肢ア 2～3 行目	（意匠審査基準 第 2 部 第 1 章 21.1.1.4）	（意匠審査基準 第 III 部 第 1 章 2.4（1））
補足	<p>過去問題集にはこの変更に関わる問題は掲載されておりませんが補足情報として掲載いたします。</p> <p>出願審査の請求をする者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特許出願日が 2019 年 3 月 31 日まで</u> 1 件につき 118,000 円に 1 請求項につき 4,000 円を加えた額 ・ <u>特許出願日が 2019 年 4 月 1 日以降</u> 1 件につき 138,000 円に 1 請求項につき 4,000 円を加えた額 	